釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】について

1. 新規登録申請のため配布する書類

（１）釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】申請書

（２）釧路市交流プラザさいわい登録サークル使用注意事項

1. 釧路市交流プラザさいわいサークル登録申請書の受付

（１）受付期間　　随時（日曜日は休館日のため受付できません）

（２）受付時間　　午前９時～午後７時

（３）受付場所　　交流プラザさいわい２階　管理事務室

（釧路市幸町９丁目１番地　☎64-9471）

1. 申請に必要な書類

（１）釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】申請書

（２）会員・役員名簿

（３）会則・規約等

４．サークル登録の要件

　登録できる自主的な学習活動を行うサークルとは、次の要件をすべて備えているもの。

①構成員の過半数が、釧路市民であること。

　　②規約又は会則が制定され、サークルの目的や活動内容が明確にされていること。

　　③年１回以上の活動を行っていること。

　　④構成員の登録が適格になされ、構成員の名簿が整理されていること。

　　⑤営利を目的としていないこと。

　　⑥政党及び宗教団体の下部組織、もしくは政党及び宗教団体との支持協力を目的としていないこと。

　　⑦経済団体及び労働団体の下部組織でないこと。

【お問い合わせ】

　一般財団法人釧路市民文化振興財団

交流プラザさいわい

　釧路市幸町９丁目１番地 ☎64-9471